

北区役所附設会館利用料金減免規程

(趣旨)

第1条 大阪市区役所附設会館利用料金等の減免に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、利用料金を減免することができる団体等及び行事又は集会の基準を明らかにするため、北区役所附設会館利用料金減免規程を次のとおり定める。

(減免基準)

第2条 利用料金を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる各種団体等が行う公益的な行事又は集会で、直接、市政、区政に寄与すると認められるものため、区役所附設会館（以下「会館」という。）を使用するとき。
- (2) 区役所の事務及び事業又は会館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うコミュニティ活動の振興に関する事業を実施するため、会館を使用するとき。
- 2 別表2に掲げる各種団体等が主催する行事又は集会で、本市が協力する必要があると認められるものため会館を使用する場合は、利用料金の2割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）を減額することができる。
- 3 第1項の別表1及び第2項の別表2における「その他区長が必要と認める団体」として減免の対象とするかどうか判断する必要がある場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、区長が必要と認めた場合に限り、免除又は減額することができる。

(減免手続)

- 第3条 利用料金の減免を受けようとするものは、指定管理者に対して、使用申込書に添えて利用料金減免申請書（以下「減免申請書」という。）を提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の減免申請書を受理したときは、要綱及びこの減免規程に基づき、その内容を厳正に審査し、適當と認めたときに限り、減免の措置をとるものとする。ただし、審査にあたり疑義等が生じた場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、減免の対象とするかどうかを決定する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別 表 1 (第2条第1項関係)

番号	免 除 団 体	番号	免 除 団 体
1	北区選挙管理委員会	27	大阪市生涯学習推進員北区連絡会
2	北区明るい選挙推進協議会	28	北区地域女性団体協議会
3	北区民生委員協議会	29	北区母と子の共励会
4	大阪市北区地域振興会（赤十字奉仕団）	30	北区体育厚生協会
5	淀川左岸水防事務組合北区水防団	31	北区スポーツ推進委員協議会
6	北区社会福祉協議会	32	北区花と緑のまちづくり推進本部
7	地域ネットワーク委員会	33	北区花と緑のまちづくり推進委員会
8	一般財団法人大阪市コミュニティ協会北区支部協議会	34	北区公園・遊園地運営協議会
9	北区青少年育成推進会議	35	北区保健事業推進協議会
10	北区青少年福祉連絡協議会	36	公益社団法人大阪食品衛生協会北支部
11	北区青少年指導員連絡協議会	37	北区食生活改善推進員協議会
12	北区青少年指導員連絡協議会O B会	38	北区安全なまちづくり推進協議会
13	北地区共同募金会	39	交通事故をなくす運動北区推進本部
14	北地区保護司会	40	北区商店会総連合会
15	北区更生保護助成会	41	北区友会
16	北区更生保護女性会	42	「世界人権宣言」北区地域連絡会議
17	北区BBSの会	43	北区民カーニバル実行委員会
18	北区子ども会育成連合協議会	44	社会を明るくする運動北地区推進委員会
19	北区遺族会	45	北区健康づくり推進協議会
20	北区身体障害者団体協議会	46	北区地域包括支援センター
21	北区傷痍軍人会	47	北区大淀地域包括支援センター
22	北区老人クラブ連合会	48	北区認知症高齢者支援ネットワーク連絡会（にこりんく）
23	北区人権啓発推進協議会	49	北区認知症対策事業連絡会
24	大阪市企業人権推進協議会北区支部	50	北区障がい者・高齢者虐待防止連絡協議会
25	北区P T A協議会	51	その他区長が認める団体
26	北区生涯学習推進区民会議		

別 表 2 (第2条第2項関係)

番号	減 免 団 体
1	免除団体傘下の単位または地域的団体
2	曾根崎防犯協会
3	天満防犯協会
4	大淀防犯協会
5	その他区長が必要と認める団体